

事務連絡  
令和3年12月2日

居宅介護支援事業所 管理者 様

今治市健康福祉部 高齢介護課長

### 居宅介護支援事業所の運営基準減算について

平素から介護保険制度の円滑な運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、平成30年度及び令和3年度報酬改定により厚生労働省から通知されているところですが、改めて下記のとおり周知しますので、根拠法令等を確認の上、遺漏のないようお願いいたします。また、他の基準等についても各種法令等を熟読の上、運用してください。

#### 記

##### 1 運営基準（内容及び手続の説明及び同意）

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

について文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて、必ず利用者から署名を得なければならない、とされています。

##### 2 運営基準減算

1の運営基準に係る規定が遵守されていない場合は、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算することとなります。減算は、1月目が所定単位数の50%の算定となり、2月日以降は所定単位数を算定できない、となります。

また、市は当該規定を遵守するよう指導し、当該指導に従わない場合は、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討することとなります。

### 3 基準法令等

- ・今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 第7条第1項及び第2項
- ・基準省令 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第4条
- ・基準省令解釈通知 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について 第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 3 運営に関する基準 (2) 内容及び手続の説明及び同意
- ・厚生労働省告示 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問介護サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第3 居宅介護支援費に関する事項 6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合
- ・介護保険最新情報 Vol.952 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3） 問111, 問112

#### 【担当】

今治市健康福祉部高齢介護課

介護保険担当

TEL0898-36-1526 FAX0898-34-5077